

第2回策定委員会の振り返りと修正事項

第2回策定委員会での意見	素案への反映
・障害者差別解消法の改正について、記載が必要	第1章第1節 計画策定の背景と趣旨 「国及び兵庫県の動向」に記載
・コロナ禍ではあったがサービスの利用実績が意外とある。事情があるのか計画値が低かったのか、コメントをまとめる	第4章第2節 日中活動系サービスでは、「コロナ感染拡大期間中には在宅による訓練支援も実績に含まれている」と記載
・障害のある人も支える側になって地域を支えるという内容を書く ・障害者は支えられているというイメージを払拭できるように ・障害者が、福祉分野の担い手となり障害者や高齢者を支える仕事をしてほしいと打ち出していく ・ガイドヘルパー養成講座を受講した人をどう取り込むか	第4章第4節 第4章第5節 障害者ヘルパーの確保について記載 「障害者がヘルパーとして活躍できる仕組みを検討」
・グループホームに入れば地域移行か。入所とは違うか。施設からの移行については、グループホームから次のステージへ移ることを視野に入れていく必要もある。	第4章第4節 「共同生活援助では、単身生活が困難な方の居住の場としての機能を維持しつつも、一方で、単身生活へ移行するための中間施設としても機能するよう、グループホームを運営する事業所や相談支援専門員をはじめ、関係者がグループホームの役割について共通認識を持っていますが、経済的な問題等で単身生活へ移行できていないのが現状です。そのため、グループホームの在り方を関係者で検討していきます。」
・障害児福祉計画の「インクルージョンの推進体制の構築」をより具体的に	第5章第3節 「障害の有無に関わらず、すべての児童が地域の保育・教育を利用し共に成長できるよう、障害児支援を通じて、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進します。」